第3編 教育研究 第2章 研究 (競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費を支出することに関する 取扱要領)

競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費を支出することに関する 取扱要領

> 制 定 2022年11月9日 大学運営会議

(趣旨)

第1条 この要領は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和 2年 10 月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)及び成蹊大学競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費支出により確保した経費の活用方針(以下「活用方針」という。)に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)において競争的研究費の直接経費から PI の人件費(以下「PI 人件費」という。)を支出する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものをいう。
 - (2)エフォート 研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)をいう。
 - (3) 資金提供機関 研究資金を提供する機関をいう。
 - (4) プロジェクト PIの人件費を支出する研究資金に係る研究課題をいう。
 - (5) PI プロジェクトの研究代表者をいう。 (対象事業)
- 第3条 対象となる事業は、競争的研究費のうち、資金提供機関がPI人件費の支出を認め、かつ、支出 上限及びエフォートを定めた事業とする。ただし、競争的研究費以外の研究資金においても、資金提 供機関が認めた場合は、この限りではない。

(対象者)

- 第4条 PI 人件費の支出の対象となる者は、本学の専任教員であり、かつ、PI である者とする。 (確保した経費の使途・活用策)
- **第5条** PI 人件費を支出したことにより確保した経費については、活用方針に示された使途に活用する ものとする。

(PI 人件費の支出上限額)

- 第6条 PI 人件費の支出額は、次の各号のうちいずれか低い額を上限とする。
- (1) 資金提供機関が公募要領等により定める支出上限額
- (2) PI の年間給与額にプロジェクトに従事するエフォートを乗じた額 (PI 人件費の支出期間)
- 第7条 PI 人件費の支出が可能な期間は、プロジェクトの研究期間内とする。 (活用方針への合意)
- 第8条 PI 人件費の支出を希望する PI は、活用方針の内容に合意しなくてはならない。 (申請手続)
- 第9条 PI 人件費の支出を希望する PI は、必要事項を記入の上、PI 人件費支出願を所属長を経て、学長へ提出するものとする。

(審査及び報告)

- 第10条 学長は、前条の申請がなされた場合には、大学運営会議において当該申請の承認可否について審査を行う。
- 2 前項の審査に基づき、当該申請を承認する場合には、学長は、これを学園長に報告する。 (活用方法の決定)
- 第11条 所属長等は、申請者の希望使途に基づき、前条の決定により確保した経費の活用方法につい

第3編 教育研究 第2章 研究 (競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費を支出することに関する取 扱要領)

て、関係部署と調整のうえ、決定することとする。

(承認取消)

- 第12条 学長は、第10条の規定にかかわらず、第9条の申請を行ったPIの研究費の不正使用又は研究活動の不正行為が判明した場合は、直ちに第10条第2項の承認を取り消すことができる。 (返還)
- 第13条 学長は、前条の規定により、当該申請の承認を取り消した場合は、すでに支出した PI 人件費 に係る費用の全部又は一部を返還させることができる。 (実績報告)
- 第14条 所属長は、PI 人件費の毎年度の活用実績等について、PI 等に対して報告を行うとともに、活用実績報告書により学長に報告する。
- 2 学長は、前項により報告のあった活用実績報告書について、資金提供機関等へ提出するとともに本 学のホームページ等で公表するものとする。

(エフォート確保のための措置)

第15条 所属長は、PI が研究活動に専念できるよう、PI が担当する当該プロジェクト以外の業務の軽減、業務の代替措置等の PI の研究エフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(雑則)

第16条 この要領の定めにかかわらず、資金提供機関において別段の定めがある場合は、それに従う ものとする。

(事務の所管)

第17条 競争的研究費の直接経費から PI 人件費を支出することに関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(要領の改廃)

第18条 この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2022年11月9日制定)

この要領は、2022年11月9日から施行する。